資料編

1 環境に関する統計データ

大 気

■ 一般環境大気測定局（印西高花測定局）

項 目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
二酸化窒素 【日平均値の年間 98%値】	ppm	0.031	0.028	0.032	0.032	0.031	0.060 以下 （千葉県環境目標：0.040 以下）
二酸化硫黄 【日平均値の2%除外値】	ppm	0.005	0.007	0.007	0.006	0.004	0.040 以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の2%除外値】	mg/m^3	0.053	0.060	0.064	0.046	0.061	0.100 以下
光化学オキシダント（光化学スモッグ） 【昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた日数】	日	52	85	37	48	77	0.06ppm 以下
印西地域 光化学オキシダント（光化学スモッグ）緊急時発令回数	回	2	4	2	4	4	備考参照

備考）光化学オキシダント（光化学スモッグ）緊急時発令 （印西地域：印西市、我孫子市、白井市、栄町）
注意報：0.12ppm 以上、警報：0.24ppm 以上、重大緊急報：0.40ppm 以上

資料：千葉県「平成 25 年度大気環境常時測定結果」

水 質

■ 河川（手賀沼水系）

河川名（地点名）	分析項目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
亀成川（亀成橋～亀成会館前）【B 類型】	水素イオン濃度	－	7.5	7.6	7.5	7.6	7.6	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.7	1.8	1.5	1.2	2.2	3 以下
	溶存酸素量（DO）	mg/L	9.5	8.8	7.6	7.5	8.3	5 以上
	浮遊物質量（SS）	mg/L	10	11	4	6	6	25 以下
	全窒素	mg/L	2.6	2.67	1.99	2.01	2.00	－
	全りん	mg/L	0.098	0.078	0.045	0.073	0.055	－
弁天川（中央公民館前）	水素イオン濃度	－	8.7	8.2	8.3	8.3	8.5	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.8	4.5	4.9	4.1	4.6	3 以下
	溶存酸素量（DO）	mg/L	10	10.6	8.9	8.9	9.8	5 以上
	浮遊物質量（SS）	mg/L	33	32	22	36	26	25 以下
	全窒素	mg/L	1.8	2.15	1.57	1.63	1.98	－
	全りん	mg/L	0.19	0.182	0.129	0.198	0.165	－
浦部川（松山橋）	水素イオン濃度	－	8.0	7.8	7.7	7.8	7.8	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.9	1.8	2.1	2.5	1.0	3 以下
	溶存酸素量（DO）	mg/L	12	10.2	9.4	9.5	9.2	5 以上
	浮遊物質量（SS）	mg/L	16	23	12	16	11	25 以下
	全窒素	mg/L	4.8	4.43	3.27	2.88	3.01	－
	全りん	mg/L	0.10	0.129	0.079	0.099	0.085	－

備考1）弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。　資料：環境保全課
備考2）分析項目のうち、BOD は年間 75%値、その他の項目は年平均値である。

■ 河川（印旛沼水系）

河川名（地点名）	分析項目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
神崎川（大正橋）【A 類型】	水素イオン濃度	−	7.6	7.5	7.5	7.6	7.6	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.9	1.1	1.4	1.3	1.0	2 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.4	9.1	8.5	8.4	8.5	7.5 以上
	浮遊物質量(SS)	mg/L	24	18	11	8	11	25 以下
	全窒素	mg/L	1.8	1.84	1.41	1.52	1.39	−
	全りん	mg/L	0.094	0.078	0.066	0.065	0.070	−
師戸川（草　深）【B 類型】	水素イオン濃度	−	6.9	7.0	7.0	7.0	6.9	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.2	3.0	4.9	5.4	7.2	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.1	4.9	6.3	6.3	3.4	5 以上
	浮遊物質量(SS)	mg/L	14	14	12	17	14	25 以下
	全窒素	mg/L	2.5	2.63	3.73	3.32	4.82	−
	全りん	mg/L	0.16	0.163	0.386	0.315	0.412	−
戸神川（武西橋）	水素イオン濃度	−	8.1	7.9	7.8	8.0	7.9	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.1	2.1	2.1	3.8	2.5	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10	10.3	9.4	9.1	8.6	5 以上
	浮遊物質量(SS)	mg/L	13	16	12	22	10	25 以下
	全窒素	mg/L	2.3	2.79	1.99	2.04	2.18	−
	全りん	mg/L	0.11	0.108	0.099	0.155	0.076	−
松虫川（境田橋）	水素イオン濃度	−	−	−	8.3	7.9	8.2	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	−	−	3.7	2.5	3.0	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	−	−	11.2	10.5	12.0	5 以上
	浮遊物質量(SS)	mg/L	−	−	28	20	11	25 以下
	全窒素	mg/L	−	−	1.72	1.76	1.85	−
	全りん	mg/L	−	−	0.146	0.166	0.158	−

備考1）戸神川、松虫川は類型指定がされていないため、参考値としてＢ類型の基準と比較した。　資料：環境保全課
備考2）分析項目のうち、BOD は年間 75%値、その他の項目は年平均値である。

■ 河川（利根川水系）

河川名（地点名）	分析項目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
将監川（平岡213-19付近）	水素イオン濃度	−	8.0	7.8	7.6	7.7	7.9	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	7.8	4.9	5.5	3.8	4.7	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	11	11.3	9.6	8.2	9.7	5 以上
	浮遊物質量(SS)	mg/L	15	13	13	12	9	25 以下
	全窒素	mg/L	0.98	1.16	0.97	1.05	0.97	−
	全りん	mg/L	0.13	0.104	0.089	0.096	0.086	−
長門川（埜原機場脇～JR成田線鉄橋下）	水素イオン濃度	−	−	−	8.0	8.1	8.1	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	−	−	4.9	3.8	2.8	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	−	−	9.2	8.5	10.1	5 以上
	浮遊物質量(SS)	mg/L	−	−	25	26	14	25 以下
	全窒素	mg/L	−	−	1.08	1.27	1.43	−
	全りん	mg/L	−	−	0.112	0.123	0.097	−

備考1）将監川、長門川は類型指定がされていないため、参考値としてＢ類型の基準と比較した。　資料：環境保全課
備考2）分析項目のうち、BOD は年間 75%値、その他の項目は年平均値である。

■ 湖沼

単位：mg/L

湖沼名	分析項目	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
印旛沼（上水道取水口下）【A 類型】【Ⅲ類型】	化学的酸素要求量(COD)【年間 75%値】	9.8	10	13	12	14	3 以下
	全窒素【年平均値】	2.7	2.9	2.4	2.6	2.4	0.4 以下
	全りん【年平均値】	0.11	0.14	0.13	0.16	0.15	0.03 以下
手賀沼（手賀沼中央）【B 類型】【Ⅴ類型】	化学的酸素要求量(COD)【年間 75%値】	10	9.6	10	11	10	5 以下
	全窒素【年平均値】	2.4	2.5	2.3	2.3	2.4	1 以下
	全りん【年平均値】	0.14	0.16	0.16	0.18	0.16	0.1 以下

資料：千葉県「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

地下水汚染

■ 民家井戸

地　区	基準超過井戸数					汚染確認年度
	汚染確認当初	H22	H23	H24	H25	
浦部地区	3	0	0	0	0	H5
小林地区	1	0	0	0	0	H9

資料:環境保全課

■ 浦部地区地下水汚染浄化対策経年変化

単位:mg/L

浄化対策用井戸	項　目	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
No.4-3 浄化開始 H13 年 6 月	テトラクロロエチレン	0.01	0.010	0.010	0.0099	0.003	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.004	0.004	0.003	0.002	0.010	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.035	0.04	0.039	0.073	0.10	0.04 以下
No.1-3 浄化開始 H16 年 6 月	テトラクロロエチレン	0.0056	0.0026	0.0017	0.0045	0.011	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002	0.009	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.015	0.20	0.38	0.007	0.24	0.04 以下
No.2-3 浄化開始 H16 年 6 月	テトラクロロエチレン	0.0069	0.0066	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.042	0.036	0.004 未満	0.004 未満	0.004	0.04 以下
No.2-4 浄化開始 H16 年 6 月	テトラクロロエチレン	0.0065	0.0051	0.0058	0.0043	0.0047	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.009	0.009	0.009	0.007	0.006	0.04 以下

備考）公定分析結果を記載した。

資料:環境保全課

地盤沈下

単位:mm/年

標石番号	所 在	変動量				
		H21	H22	H23	H24	H25
10878	大森 3968-1	+2.6	−2.9	−6.8	−64.1	−1.4
10879	大森 3178（道路脇）	+2.0	−2.7	−6.2	−59.7	−2.2
10880	浦部 374-1（駐在所）	+2.5	−3.2	−5.0	−58.4	−2.1
2986	平岡 218（重量検問所）	+1.1	−2.4	−6.7	−69.4	−0.8
2987	小林 68（小林工業前）	−0.3	−2.1	−5.3	−71.2	−0.9
IM-2	瀬戸 1844-2（老人ホーム）	−5.2	−1.2	−7.0	−60.9	−2.2
IM-3	瀬戸 554-1（印旛村保健センター）	−6.9	−0.5	−10.5	−61.0	−3.2
IM-4	松虫 516（めぐみ幼稚園）	−6.3	−1.0	−7.6	−68.5	−2.6
IZ-1	大森 2364-2（印西市役所）	−8.5	−2.2	−8.5	−66.5	−3.6
IZ-2	大森 425（古新田青年館）	−9.2	−1.2	−6.2	−65.9	−4.4
IZ-3	大森7（習志野カントリー）	−8.0	−2.4	−4.6	−58.5	−6.5
IZ-4	船尾1449（船穂中学校）	−8.3	−0.6	−4.4	−57.2	−6.3
IZ-5	船尾 1292（船穂小学校）	−9.1	+0.2	−4.5	−56.5	−4.3
IZ-10	武西 148-1（安養寺隣火の見下）	−7.3	+0.3	−4.9	−59.6	−6.1
Mo-1	中田切 1745（給食センター）	−1.9	−1.6	−3.6	−81.4	−2.3
Mo-2	笠神 781（消防小屋）	−2.0	−0.2	−4.7	−67.3	−0.2
Mo-3	中根 855-2（本埜公民館）	−4.4	−1.2	−6.6	−92.4	−4.0
Mo-4	安食卜杭 196-1（安食卜杭青年館）	+0.4	−2.7	−5.1	−76.6	−2.4

備考 1） 変動量の値は前年値からの変動量を記載した。　資料：千葉県「水準測量成果表」

備考 2） IZ-1～10 は H20 年が欠測のため、H21 の値は H19 年から H21 年の変動量を記載した。

備考 3） 平成 24 年の変動量は、東北地方太平洋沖地震による影響が大きいことから、平成 23 年 1 月 1 日の標高と各調査地点で観測した日（平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月）の標高との差から、地盤変動量を求めています。

資料：千葉県「水準測量成果表」

騒音

■ 道路交通騒音

単位:dB

測定年度	地 点 名	騒音レベル		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H21	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内 【B 地域】	70	63	65	60
H22	県道千葉竜ヶ崎線 木下 1401－45 付近 【B 地域】	73	73	70	65
H23	県道千葉ニュータウン南環状線 高花 2 丁目 6 地先 【A 地域】	66	59	70	65
H24	県道千葉竜ヶ崎線 木下東一丁目地先 【A 地域】	74	72	70	65
	一般国道 356 号 木下南二丁目地先 【B 地域】	71	67	70	65
	一般国道 356 号 木下東三丁目地先 【A 地域】	73	72	70	65
	市道 00-027 号 原四丁目地先 【A 地域】	60	54	70	65
	市道 00-023 号 西の原一丁目地先 【C 地域】	64	58	70	65
H25	一般国道 464 号線 舞姫一丁目地先 【A 地域】	67	62	70	65
	一般国道 464 号線 吉高地先	62	54	70	65
	千葉臼井印西線 造谷地先	73	65	70	65
	八千代宗像線 吉田地先	65	56	70	65
	市道 2201 号線 舞姫二丁目地先 【B 地域】	62	53	70	65

備考 1） 平成 22～25 年度は、測定地点が県道及び国道のため、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較した。
幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道に当たっては4車線以上の区間に限る。）に適用する。

備考 2） 道路交通騒音に係る環境基準の地域類型
A 地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
B 地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

資料：環境保全課

ダイオキシン類

■ 大気

単位:pg-TEQ/m³

地点名	ダイオキシン類濃度 年平均値					環境基準
	H21	H22	H23	H24	H25	
印西市役所屋上	0.046	0.027	0.058	0.031	0.039	0.60 以下
印旛公民館	−	−	0.037	−	0.030	
本埜支所	−	−	−	0.046	−	
印西高花測定局	0.051	0.036	0.040	0.045	0.032	

資料:環境保全課

■ クリーンセンターの排気口

単位:ng-TEQ/ Nm³

地点名	ダイオキシン類濃度					排出基準
	H21 平均値	H22 平均値	H23 平均値	H24 平均値	H25 平均値	
印西クリーンセンター1 号炉	0.14	0.17	0.11	0.27	0.26	1 以下
〃 2 号炉	0.029	0.057	0.035	0.21	0.44	
〃 3 号炉	0.027	0.044	0.017	0.00105	0.012	

備考) 3 号炉については、「印西クリーンセンターの操業と公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が0.5ng-TEQ/N m³と定められている。

資料:印西地区環境整備事業組合

苦情受付件数

単位:件

年 度	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H21	9	2	0	5	1	0	6	2	25
H22	22	0	0	8	1	0	5	0	36
H23	56	6	0	24	0	0	11	59	156
H24	3	3	0	13	1	0	68	70	158
H25	18	2	0	17	1	0	8	56	102

資料:環境保全課

廃棄物

項 目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	印西市ごみ減量化計画目標値
1人1日当たりのごみの排出量	g	887	872	888	895	901	696
総資源化率	%	24	23	21	21	21	30

資料:クリーン推進課

ごみ処理の状況

項 目			単位	H21	H22	H23	H24	H25
平均人口			人	88,998	90,529	91,505	92,489	93,085
排出量	一般家庭	可 燃	t	15,328.78	15,428.18	15,733.01	16,051.02	16,155.08
		不 燃	t	615.91	753.16	719.18	652.94	636.26
		粗 大	t	1,113.67	1,123.49	1,276.27	1,145.31	1,225.53
		資 源	t	6,521.90	6,493.20	6,321.48	6,250.57	6,304.58
		計	t	23,580.26	23,798.03	24,049.94	24,099.84	24,321.45
	事業系ごみ		t	5,225.97	5,009.14	5,673.06	6,106.11	6,284.83
	合 計		t	28,806.23	28,807.17	29,723.00	30,205.95	30,606.28
1人1日当たりの排出量			g	887	872	888	895	901

資料:クリーン推進課

し尿処理の状況

項目＼年度	単位	H21	H22	H23	H24	H25
生し尿	kL	684	1,457	1,320	1,157	1,276
浄化槽汚泥	kL	2,889	5,561	5,934	6,030	6,351
総収集量	kL	3,573	7,018	7,254	7,187	7,627
非水洗化世帯数	世帯	3,198	6,172	6,232	6,778	6,891
非水洗化人口	人	9,246	18,147	18,034	18,975	18,958

資料：クリーン推進課　環境保全課

不法投棄の発生件数

単位：件

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数				
	H21	H22	H23	H24	H25
家具	7	16	36	31	27
家電製品	12	42	163	114	76
引越ごみ	3	13	15	3	26
建設廃材	4	11	17	8	16
家屋廃材	0	10	16	8	11
家庭ごみ	15	85	144	92	83
自動車	0	1	0	1	0
自動車部品	1	4	8	2	3
タイヤ	1	11	18	17	20
残土	0	2	4	0	1
ガラ類	2	5	14	8	6
タタミ	0	3	1	3	3
草木類	0	6	5	8	5
塗料缶類	1	7	13	3	3
廃プラ類	0	0	5	10	7
その他	8	12	39	43	35
合計	54	228	498	351	322

資料：クリーン推進課

放射線量測定結果

単位：μSv/h

No.	施設名	平成 23 年 6 月 14 日～6 月 15 日				平成 26 年 2 月 26 日～3 月 25 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
1	木下小学校	H23.06.15	0.264	0.246	0.251	H26.03.24	0.062	0.066	0.063
2	小林小学校	H23.06.15	0.511	0.401	0.425	H26.03.11	0.060	0.065	0.067
3	大森小学校	H23.06.14	0.232	0.228	0.234	H26.03.25	0.065	0.069	0.063
4	船穂小学校	H23.06.14	0.265	0.265	0.269	H26.03.17	0.126	0.134	0.133
5	永治小学校	H23.06.14	0.388	0.340	0.364	H26.03.03	0.076	0.072	0.098
6	木刈小学校	H23.06.14	0.325	0.316	0.338	H26.03.06	0.050	0.054	0.047
7	内野小学校	H23.06.14	0.171	0.160	0.160	H26.03.19	0.069	0.070	0.076
8	原山小学校	H23.06.14	0.209	0.213	0.217	H26.03.19	0.129	0.136	0.121
9	小林北小学校	H23.06.15	0.294	0.366	0.343	H26.03.12	0.080	0.079	0.082
10	小倉台小学校	H23.06.14	0.500	0.431	0.386	H26.03.07	0.063	0.065	0.061
11	高花小学校	H23.06.14	0.225	0.224	0.224	H26.03.17	0.111	0.090	0.095
12	西の原小学校	H23.06.14	0.221	0.192	0.191	H26.3.10	0.049	0.045	0.038
13	原小学校	H23.06.14	0.239	0.242	0.268	H26.03.06	0.076	0.080	0.066
14	六合小学校	H23.06.15	0.424	0.392	0.371	H26.02.28	0.095	0.085	0.094
15	宗像小学校	H23.06.15	0.142	0.132	0.130	H26.02.26	0.050	0.059	0.062
16	平賀小学校	H23.06.15	0.180	0.192	0.176	H26.02.27	0.087	0.113	0.094
17	いには野小学校	H23.06.15	0.151	0.128	0.138	H26.03.04	0.055	0.047	0.048
18	本埜第一小学校	H23.06.15	0.449	0.315	0.284	H26.02.28	0.081	0.087	0.105
19	本埜第二小学校	H23.06.15	0.185	0.241	0.267	H26.03.03	0.085	0.094	0.088
20	滝野小学校	H23.06.15	0.199	0.207	0.195	H26.02.28	0.067	0.053	0.058
21	印西中学校	H23.06.14	0.280	0.319	0.358	H26.03.24	0.086	0.082	0.078
22	船穂中学校	H23.06.14	0.304	0.274	0.272	H26.3.19	0.089	0.081	0.089
23	木刈中学校	H23.06.14	0.329	0.302	0.275	H26.03.6	0.065	0.074	0.059
24	小林中学校	H23.06.15	0.367	0.371	0.340	H26.03.10	0.134	0.123	0.102
25	原山中学校	H23.06.14	0.286	0.248	0.253	H26.03.18	0.083	0.098	0.085
26	西の原中学校	H23.06.14	0.253	0.285	0.284	H26.03.07	0.081	0.083	0.069
27	印旛中学校	H23.06.15	0.186	0.189	0.222	H26.03.04	0.160	0.130	0.118
28	本埜中学校	H23.06.15	0.285	0.326	0.326	H26.03.03	0.064	0.069	0.067
29	滝野中学校	H23.06.15	0.227	0.230	0.214	H26.02.28	0.070	0.065	0.061

備考 1） 小学校及び中学校は校庭における表面からの高さ別の測定値を掲載しています。
備考 2） 測定機器は HORIBA PA-1000Radi（ラディ）を使用しています。

資料：環境保全課

単位:μSv/h

No.	施設名	平成23年6月13日～6月16日				平成26年2月27日～3月25日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
30	大森幼稚園	H23.06.14	0.467	0.364	0.359	H26.03.25	0.057	0.060	0.064
31	瀬戸幼稚園	H23.06.15	0.142	0.159	0.168	H26.02.28	0.091	0.082	0.092
32	もとの幼稚園	H23.06.15	0.452	0.431	0.422	H26.02.28	0.074	0.070	0.093
33	木下保育園	H23.06.13	0.205	0.234	0.217	H26.03.24	0.096	0.080	0.082
34	大森保育園	H23.06.13	0.172	0.202	0.192	H26.03.25	0.085	0.093	0.084
35	内野保育園	H23.06.13	0.123	0.121	0.125	H26.03.19	0.067	0.068	0.071
36	木刈保育園	H23.06.13	0.251	0.235	0.213	H26.03.03	0.091	0.066	0.083
37	高花保育園	H23.06.13	0.431	0.342	0.311	H26.03.17	0.107	0.105	0.096
38	西の原保育園	H23.06.13	0.277	0.211	0.187	H26.03.07	0.105	0.098	0.084
39	もとの保育園	H23.06.13	0.300	0.270	0.224	H26.02.28	0.084	0.078	0.083
40	印西市役所	H23.06.16	0.342	0.302	0.275	H26.03.25	0.116	0.100	0.090
41	印旛支所	H23.06.13	0.297	0.250	0.232	H26.02.28	0.086	0.113	0.124
42	本埜支所	H23.06.13	0.418	0.322	0.283	H26.03.03	0.130	0.146	0.128
43	大塚前公園	H23.06.16	0.585	0.466	0.455	H26.03.04	0.072	0.074	0.078
44	印旛中央公園	H23.06.16	0.287	0.301	0.328	H26.03.06	0.060	0.079	0.078
45	大門下児童公園	H23.06.16	0.473	0.417	0.384	H26.03.10	0.085	0.091	0.102
46	松山下公園	H23.06.16	0.355	0.361	0.380	H26.03.03	0.174	0.169	0.161
47	草深公園	H23.06.16	0.345	0.300	0.309	H26.03.06	0.140	0.141	0.125
48	滝野公園	H23.06.16	0.304	0.282	0.282	H26.02.27	0.132	0.140	0.128

備考 1) 幼稚園及び保育園は園庭、市役所及び支所は駐車場における表面からの高さ別の測定値を掲載しています。
備考 2) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。

資料:環境保全課

竹袋焼却場跡地の環境調査　調査結果

■ 臭気及び湧出ガス

項目	地点名	単位	H19 No.3	H19 No.6	H19 No.8	H19 No.9	基準 臭気指数*1	基準 特定悪臭物質規制基準*2	基準 安衛法管理濃度*3
臭気	臭気指数	－	14*10	16*10	14*10	12	14～20 （10～21）	－	－
臭気	臭気濃度	－	23	41	23	17	－	－	－
湧出ガス	硫化水素	ppm	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	－	0.02～0.2	10 以下
湧出ガス	アンモニア	ppm	＜1	＜1	＜1	＜1	－	1～5	－
湧出ガス	メタン（可燃性ガス）	%*11	＜0.05	0.15	1.5	＜0.05	－	－	－
湧出ガス	メタン（可燃性ガス）	%LEL*12	＜1	3	30	＜1	－	－	－

調査地点No.は、観測井No.と同地点。

備考（*1）「悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について（平成7年9月　環大企第 286 号）」別表2に示されている廃棄物最終処分場の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲。カッコ内の数値は、おおむね全ての業種を網羅した場合の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲であり、「悪臭防止法施行規則（昭和 47 年5月　総理府令第 39 号）」に定める敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲である。

（*2）「悪臭防止法施行規則（昭和 47 年5月　総理府令第 39 号）」に示されている敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規則基準の範囲。

（*3）「労働安全衛生法（昭和 47 年6月　法律第 57 号）」に基づく「作業環境評価基準（昭和 63 年　労働省告示第 79 号）」に示されている管理濃度。

（*4）「許容濃度等の勧告（1997）（日本産業衛生学会）」産業医学、39、第4、129（1997）
労働者が1日8時間、週間 40 時間程度、肉体的に厳しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。
ただし、勧告は毎年更新される。

（*5）アメリカ産業衛生専門家会議（ACGIH）の勧告する時間荷重平均濃度（TLV－TWA）
1日8時間、1週 40 時間の時間荷重平均濃度。この濃度ではほとんど全ての労働者は毎日繰り返し暴露しても健康に悪影響を受けない。

（*6）アメリカ産業衛生専門家会議（ACGIH）の勧告する短時間暴露限度（TLV－STEL）
連続した暴露が1回 15 分以内、1日4回を超えないこと、また暴露の間隔は 60 分以上である場合で被害を被らない濃度。この濃度はどの 15 分間の時にも超えてはならない。

（*7）「労働安全衛生規則（昭和 47 年9月　労働省令第 32 号）」に示されている“地下作業場等の可燃性ガス濃度”及び“坑内の炭酸ガス濃度”

（*8）「酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年9月　労働省令第 42 号）」に示されている“換気を必要とする濃度”

（*9）爆発限界：可燃気体と空気の混合気体が爆発する低極限と高極限の範囲。

（*10）基準を超過した項目（14 以上～20 未満）

（*11）爆発下限界濃度

（*12）メタン（可燃性ガス）の値（%）は、携帯式ガス検知器での爆発下限界濃度の測定値（%LEL）から換算した。

基準						定量下限値	分析の方法
日本産業衛生学会許容濃度*4	ACGIH TLV-TWA*5	ACGIH TLV-STEL*6	労働安全衛生規則*7	酸素欠乏症等防止規則*8	爆発限界*9		
−	−	−	−	−	−	10	環告第 63 号(平成7年)三点比較式臭袋法
−	−	−	−	−	−	10	環告第 63 号(平成7年)三点比較式臭袋法
10 以下	10 以下	15 以下	−	10 以下	4.0～46.0%	0.1	携帯式ガス検知器
25 以下	25 以下	35 以下	−	−	16.0～25.0%	1	検知管法
−	−	−	1.5 以下	−	5～15	−	−
−	−	−	30 以下	−	100～300	1	携帯式ガス検知器

資料:平成 25 年度　竹袋焼却場跡地環境調査業務委託　報告書

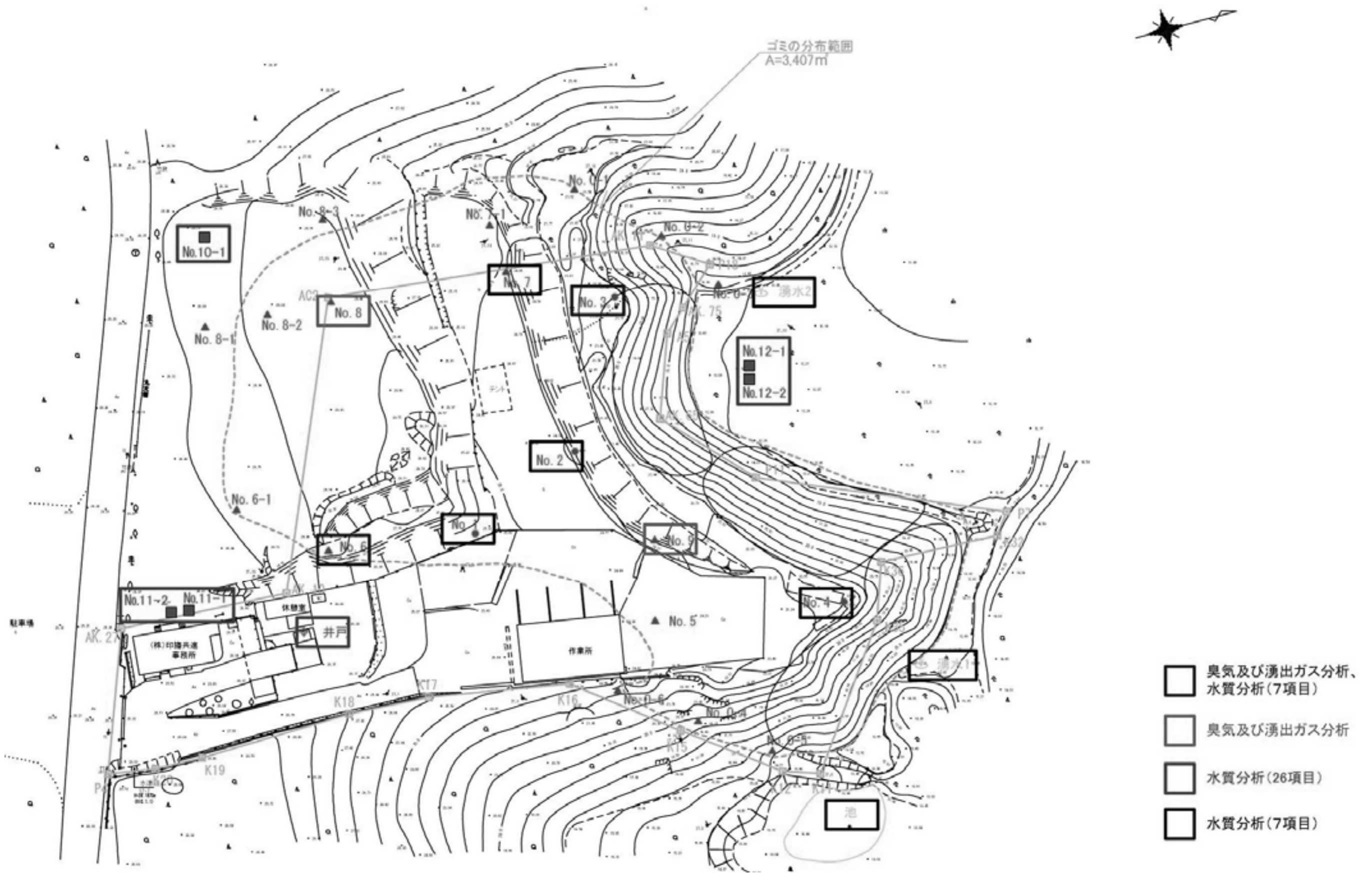

竹袋焼却場跡地の環境調査における調査地点位置図

■ 水質

●観測井 No.1～No.9

計量の対象	地点名	No.1	No.2	No.3	No.4
	調査実施日	H25.8.26			
カドミウム		－	－	－	－
全シアン		－	－	－	－
鉛		＜0.005	0.062	0.089	0.061
六価クロム		－	－	－	－
砒素		＜0.001	＜0.001	0.002	＜0.001
総水銀		－	－	－	－
アルキル水銀		－	－	－	－
PCB		－	－	－	－
ジクロロメタン		－	－	－	－
四塩化炭素		－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン		－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン		－	－	－	－
1,2-ジクロロエチレン		＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004
1,1,1-トリクロロエタン		－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン		－	－	－	－
トリクロロエチレン		－	－	－	－
テトラクロロエチレン		－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン		－	－	－	－
チウラム		－	－	－	－
シマジン		－	－	－	－
チオベンカルブ		－	－	－	－
ベンゼン		＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
セレン		－	－	－	－
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		＜0.1	0.2	＜0.1	＜0.1
ふっ素		＜0.05	＜0.05	＜0.05	0.10
ほう素		0.2	0.3	1.0	0.1
塩化ビニルモノマー		－	－	－	－
1,3-ジオキサン		－	－	－	－

備考 1) 基準は、平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」
（平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号改正）
:基準を超過した項目
備考 2） No.5、No.8、No.9 は観測井に浸出水が貯留していないため、採水は不可である。
調査地点位置図は資料編 P.13 参照

単位:mg/L

No.6	No.7	基準	定量下限値
H25.8.26			
−	−	0.003 以下	0.001
−	−	検出されないこと	0.05
<0.005	0.026	0.01 以下	0.005
−	−	0.05 以下	0.01
0.002	0.002	0.01 以下	0.001
−	−	0.0005 以下	0.0005
−	−	検出されないこと	0.0005
−	−	検出されないこと	0.0005
−	−	0.02 以下	0.002
−	−	0.002 以下	0.0002
−	−	0.004 以下	0.0004
−	−	0.1 以下	0.002
<0.004	<0.004	0.04 以下	0.004
−	−	1 以下	0.1
−	−	0.006 以下	0.0006
−	−	0.03 以下	0.003
−	−	0.01 以下	0.001
−	−	0.002 以下	0.0002
−	−	0.006 以下	0.0006
−	−	0.003 以下	0.0003
−	−	0.02 以下	0.002
<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
−	−	0.01 以下	0.001
<0.1	0.1	10 以下	0.1
0.31	0.11	0.8 以下	0.05
0.5	1.5	1 以下	0.1
−	−	0.002 以下	0.0002
−	−	0.05 以下	0.005

資料:平成 25 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

■ 水質

●観測井 No.10-1～No.12-2

計量の対象	地点名	No.10-1		No.11-1		No.11-2
	調査実施日	H25.8.26	H26.1.29	H25.8.26	H26.1.29	H25.8.26
カドミウム		＜0.001	0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
全シアン		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛		0.015	0.012	＜0.005	＜0.005	0.009
六価クロム		＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01
砒素		0.003	0.001	0.004	0.004	0.001
総水銀		＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005
アルキル水銀		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン		＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
四塩化炭素		＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002
1,2-ジクロロエタン		＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004
1,1-ジクロロエチレン		＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
1,2-ジクロロエチレン		＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004
1,1,1-トリクロロエタン		＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1
1,1,2-トリクロロエタン		＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006
トリクロロエチレン		＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003
テトラクロロエチレン		＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
1,3-ジクロロプロペン		＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002
チウラム		＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006
シマジン		＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003
チオベンカルブ		＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
ベンゼン		＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
セレン		＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.2	0.2	0.5	0.3	0.9
ふっ素		＜0.05	0.06	＜0.05	0.1	＜0.05
ほう素		＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1
塩化ビニルモノマー		＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002
1,3-ジオキサン		＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005

備考）基準は、平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」
（平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号改正）

調査地点位置図は資料編 P.13 参照

単位:mg/L

No.11-2	No.12-1		No.12-2		基準	定量下限値
H26.1.29	H25.8.26	H26.1.29	H25.8.26	H26.1.29		
＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.003 以下	0.001
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.05
＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.014	＜0.005	0.01 以下	0.005
＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	0.05 以下	0.01
＜0.001	0.003	0.002	0.002	＜0.001	0.01 以下	0.001
＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	0.0005 以下	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.02 以下	0.002
＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	0.002 以下	0.0002
＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	0.004 以下	0.0004
＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.1 以下	0.002
＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.04 以下	0.004
＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	1 以下	0.1
＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	0.006 以下	0.0006
＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	0.03 以下	0.003
＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.01 以下	0.001
＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	0.002 以下	0.0002
＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	0.006 以下	0.0006
＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	0.003 以下	0.0003
＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.02 以下	0.002
＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.01 以下	0.001
＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.01 以下	0.001
0.8	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	10 以下	0.1
0.08	0.07	0.08	＜0.05	0.08	0.8 以下	0.05
＜0.1	0.3	0.3	0.4	0.4	1 以下	0.1
＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	0.002 以下	0.0002
＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.05 以下	0.005

資料:平成 25 年度　竹袋焼却場跡地環境調査業務委託　報告書

■ 水質

●湧水 No.1～池

単位:mg/L

計量の対象	地点名	湧水No.1	湧水No.2	池	基準	定量下限値
	調査実施日	H25.8.26		H26.1.29		
カドミウム		－	－	－	0.003 以下	0.001
全シアン		－	－	－	検出されないこと	0.05
鉛		＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.01 以下	0.005
六価クロム		－	－	－	0.05 以下	0.01
砒素		0.003	＜0.001	＜0.001	0.01 以下	0.001
総水銀		－	－	－	0.0005 以下	0.0005
アルキル水銀		－	－	－	検出されないこと	0.0005
PCB		－	－	－	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン		－	－	－	0.02 以下	0.002
四塩化炭素		－	－	－	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン		－	－	－	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン		－	－	－	0.1 以下	0.002
1,2-ジクロロエチレン		＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン		－	－	－	1 以下	0.1
1,1,2-トリクロロエタン		－	－	－	0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン		－	－	－	0.03 以下	0.003
テトラクロロエチレン		－	－	－	0.01 以下	0.001
1,3-ジクロロプロペン		－	－	－	0.002 以下	0.0002
チウラム		－	－	－	0.006 以下	0.0006
シマジン		－	－	－	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ		－	－	－	0.02 以下	0.002
ベンゼン		＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.01 以下	0.001
セレン		－	－	－	0.01 以下	0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		＜0.1	0.4	4.1	10 以下	0.1
ふっ素		＜0.05	＜0.05	0.12	0.8 以下	0.05
ほう素		＜0.1	＜0.1	＜0.1	1 以下	0.1
塩化ビニルモノマー		－	－	－	0.002 以下	0.0002
1,3-ジオキサン		－	－	－	0.05 以下	0.005

備考）基準は、平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」
（平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号改正）

調査地点位置図は資料編 P.13 参照

資料:平成 25 年度　竹袋焼却場跡地環境調査業務委託　報告書

市内の環境調査地点

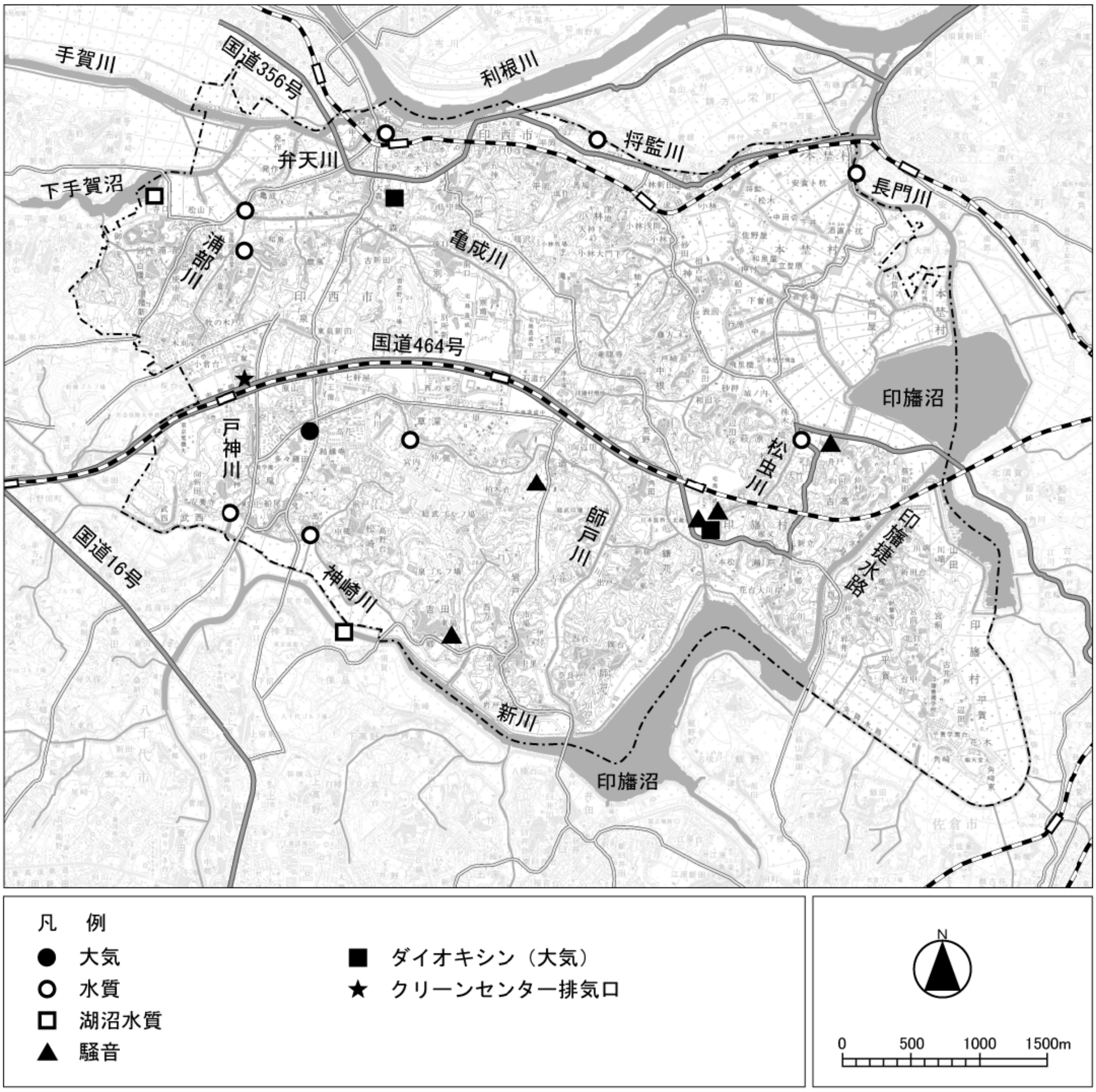

環境指標の進捗状況把握に伴う調査の調査地点位置図

環境基準等

■ 大気関係

●千葉県環境目標値

物質	目標値
二酸化窒素（NO_2）	日平均値の年間98%値が0.04ppm

●大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 （SO_2）	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 （CO）	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 （SPM）	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 （NO_2）	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント （Ox）	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考）
1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2　浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3　二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

●環境基準の評価方法（要約）

物質	評価方法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 （1日平均値の2%除外値）	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化窒素	長期的評価 （98%値評価）	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	短期的評価	長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24 時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。

■ 水質関係

●健康項目に関する環境基準(年間平均値)

物質	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下*
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
達成期間:直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	
該当水域:全公共用水域	

備考)
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、昭和 45 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号別表 1 測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
＊　カドミウムの環境基準は、平成 23 年 10 月 27 日に改正された。（旧基準値：0.01mg／L 以下）

●生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性 ＼ 項目	水道１級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	水道２級 水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	水道３級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	水道３級 工業用水1級及び D 以下の欄に掲げるもの	工業用水 2 級農業用水及び E の欄に掲げるもの	工業用水３級 環境保全
水素イオン濃度（pH）	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.0～8.5	6.0～8.5
生物化学的酸素要求量（BOD）	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質量（SS）	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量（DO）	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN／100mL 以下	1,000MPN／100mL 以下	5,000MPN／100mL 以下			

該当水域：全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域
備考） 基準値は、日間平均値とする。（湖沼もこれに準ずる。）

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
〃 3級： コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃 3級： 特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

■ ダイオキシン類関係

●ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

大気	水質	土壌	河川底質
年間平均値が 0.6pg-TEQ／㎥以下	年間平均値が 1pg-TEQ／L 以下	1,000pg-TEQ／g 以下	150pg-TEQ／g 以下

■ 騒音・振動関係

●騒音に係る環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼 間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時まで 午前 6 時まで
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下

備考） 工業専用地域については適用されない。

●道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考） 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

●幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

地域の区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

備考） 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

（注） 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4 車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の道路では道路端から 15 メートル、2 車線を超える道路では 20 メートルの区域をいう。

●自動車騒音に係る区域の区分と要請限度

地域の区分	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路の面する区域	60dB	55dB
a区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路の面する区域	75dB	70dB

備考）
要請限度：自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、公安委員会などに防止措置を要請することができる数値。
a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
1　a 区域：専ら住居の用に供される地域
2　b 区域：主として住居の用に供される地域
3　c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

●自動車騒音に係る幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）

地域の区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	75dB　以下	70dB　以下

●道路交通振動の要請限度

時間の区分 / 区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

備考）
第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
1　第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
2　第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

■ 土壌関係

●土壌の汚染に係る環境基準

物質	目標値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2−ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1−ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス−1,2−ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1−トリクロロエタン	検液 1L につき1mg 以下であること。
1,1,2−トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3−ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考）
1　環境検液とは、土壌を 10 倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。
2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3　検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

■ 地下水関係

●地下水の水質汚濁に係る環境基準

物質	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2−ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1−ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,1,1−トリクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1,2−トリクロロエタン	1mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.006mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.03mg/L 以下
1,3−ジクロロプロペン	0.01mg/L 以下
チウラム	0.002mg/L 以下
シマジン	0.006mg/L 以下
チオベンカルブ	0.003mg/L 以下
ベンゼン	0.02mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.01mg/L 以下
ふっ素	10mg/L 以下
ほう素	0.8mg/L 以下
1,4−ジオキサン	1mg/L 以下

備考）

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については　、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4　1, 2―ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。